平成２３年（フ）第８６２号
堺市中区八田西町３丁７番24号
債務者　三宅　敏志
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾田　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２号
神戸市垂水区下畑町字真田山277番地の19、事業所の住所神戸市中央区多聞通３丁目２―７　岩井ビル４階Ａ号
債務者　梶川建築設計事務所こと　梶川　孝之
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久米　知之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０７号
兵庫県三田市加茂424番地21
債務者　旬菜蔵こと　中島　富夫
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本郷　秀夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４号
兵庫県宝塚市仁川月見ガ丘16番22号
債務者　岸本眞一郎
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　正治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第９７号
兵庫県高砂市中筋５丁目18番41号
債務者　工藤　準二
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　恒徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７４号
岡山市南区福島４丁目11番11号、住民票上の住所岡山市南区福富東２丁目36番27号
債務者　坂本　知之
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　敬之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月20日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１３号
広島市西区大宮１丁目１番19―304号
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野真裕美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６６号
福岡市中央区浄水通１番18―501号
債務者　井上準之助
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　芳朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１１号
新潟県燕市白山町２―６―22　桐生方、住民票上の住所新潟市西蒲区[illegible]615番地７
債務者　大瀧眞由美（旧姓桐生）
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第２号
岩手県遠野市上郷町細越８地割82番地、旧住所東京都板橋区成増５丁目19番29―407号
債務者　梅田　沙樹
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第２００号
千葉県君津市内蓑輪111番地１　三島光産社宅Ｍ１―131
債務者　青山　國二
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２０３号
千葉県君津市末吉397番地１
債務者　長谷川　愛
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１号
千葉県富津市千種新田58番地15
債務者　越中エリザベスこと　ＥＴＣＨＵ　ＥＬＩＺＡＢＥＴＨ　ＭＡＮＬＡＰＡＺ
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第３号
千葉県富津市西大和田1012番地22
債務者　今野　京子（旧姓加藤・上田）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第７号
千葉県木更津市港南台４丁目19番地14
債務者　本松　俊明
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第８号
千葉県木更津市畑沢南６丁目14番９号　スカイハイツ103
債務者　本松　　剛
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１５０号
名古屋市北区辻町１丁目32番地の１　県営辻町住宅５街区６棟201号
債務者　村上　弘子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部